漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１６条第１項の規定に基づき、するめいかに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年１１月１９日

第１　するめいか（令和８年４月～令和９年３月）

１　都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量

６００トン

２　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県するめいか定置網等漁業	２５６トン
宮城県するめいか小型機船底びき網漁業	３１９．２トン
県留保枠	２４．８トン